

低入札価格調査制度の適用範囲について

低入札価格調査制度を適用する工事の対象を改正しましたので、お知らせします。

概 要

1 低入札価格調査制度の適用範囲

- (1) 予定価格が建築工事 5.7 億円以上、土木工事 4.6 億円以上、設備工事 3.3 億円以上の案件（技術力評価型総合評価方式、技術実績評価型総合評価方式及び施工能力審査型総合評価方式を適用する案件を除く）
- (2) 技術提案型総合評価方式を適用する案件

2 適用開始

令和8年7月1日以後に公告等する案件から

3 概要図

業種	建築工事	土木工事	設備工事
予定価格 (百万円)	570	460	330

低入札価格調査制度

最低制限価格制度

【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）
直通 03-5320-6402